

国保

国民健康保険税を納めないとうなるの

国民健康保険税は、いつ病気やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者全員でお金（国保税）を出し合っており、必要な医療費を負担しているという助け合いの制度です。

災害など特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」を交付するなどの滞納措置がとられることになります。

また、督促を受けたり、延滞金が増加されたりするだけではなく、滞納処分（財産の差し押さえなど）の対象になることがあります。

「短期保険証」とは

国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新のたびに納税相談を行っていただき、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは

国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。

「資格証明書」は国民健康保険に加入しているということを確認するだけであり、保険証のように1〜3割の負担で医療が受けられることができなくなり、かかった医療費の全額をいったん自己負担しなければなりません。後日、申請により医療費の7〜9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと

「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の一部または全部が差し止められます。

なお、滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることになります。

納付が困難なときはご相談ください

災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。

また、分割納付などでもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めにご相談ください。

問合せ先

・困市民窓口グループ
☎52-1111（内線261・262）
・困収納グループ（納税について）
☎52-1111（内線241・242）

福祉

県介護支援専門員実務研修受講試験

とき 10月23日（日）

受験資格

①保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上の実務経験がある方

②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、もしくは、現在①の業務に従事しておらず、かつ、住所が愛知県にある方

願書の配布場所 市町村役場、県高齢福祉課、県福祉相談センター 地域福祉課、県民生活プラザ、県社会福祉協議会

願書の受付期間 7月1日（金）

29日（金）

問合せ先

県社会福祉協議会福祉人材センター
☎052-2209-1590

特別給付金

―戦後シベリアなど酷寒の地で強制抑留された皆さんへ―

「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」が成立し、平和祈念事業特別基金では、同法に基づいて、戦後強制抑留者の皆さんに対して、特別給付金を支給することになりました。

この特別給付金は、戦後強制抑留者の方で特別措置法施行日（平成22年6月16日）に日本国籍を有する方に支給されますので、お忘れなく請求してください。

なお、特別措置法施行日以降に亡くなられた戦後強制抑留者については、相続人の方が請求できます。

問合せ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
☎0570-0059-204

計量器の定期検査

商店、工場、病院などで、取引・証明に使用する「はかり」は、定期検査が義務付けられています。

ただし、計量士が定期検査日以前1年以内に行った検査で、県知事に届け出た計量器は定期検査が免除されます。

廃業や事業転換、代検査などで定期検査が不要の方はご連絡ください。

とき 7月20日（水）、21日（木）
午前10時〜正午、午後1時〜3時

ところ 中央公民館

料金 1台500円〜3,000円

（おもりは1個10円）

※種類によって異なります。

問合せ先

困地域産業グループ
☎52-1111（内線272）

